

## 別表

対象機器等	採択基準	採択基準	補助率等
配送システム等機器整備 業務管理用ソフトウェア、 ソフトウェア用 PC その他タブ レット・スマートフォン等端 末、通信機器等業務管理効率 化に要する機材及びソフトウ ェア使用料	県内に所在する森林経営管理法第36 条の民間事業者又は宮城県育成経営体等	丸太の流通合理化等に資する機材の導入と する。  機材については、必要となるバッテリー、 ケーブル類、ケース、アダプター類、記録メデ ィア、キーボード、マウス、その他ソフトウェ ア、付属アクセサリ等を含むものとする。  ソフトウェアはパッケージ品購入又はイン ターネットからのダウンロードによる使用料 とする。ソフトウェア用 PC 又はタブレット は、業務効率化を図るためソフトウェアが推 奨する仕様以上のものとする。	1 / 2 以内